

## 地方自治体のコンプライアンス

コンプライアンス (compliance) は、動詞のコンプライ (comply) をベースに「応じる・従う・守る」を語源とし、何かに「応じること・従うこと・守ること」を本来は意味している。民間企業が法律や社会的倫理を遵守することの意味としてこれまで主に活用され、近年、民間企業だけでなく国や地方自治体等公的部門でもその重要性が指摘されている。コンプライアンスの本源的目的は、民間企業・公的組織を問わず、法令や倫理等に基づく活動を定着させ、社会的な信頼性を組織として確保し向上させることにある。この意味から、単に法令を守ることに止まらず積極的に組織価値を高めていく姿勢が重要となる。

地方自治体のコンプライアンスとして第1に重要となるのは、自治体に対する住民の信頼感を確保し高める努力を行うことである。地方自治体の職員・組織は、民間企業の位置づけと異なり地域全体に対する貢献者として、公平・中立な姿勢が不可欠となる。そこで求められるコンプライアンスの姿勢は、異なる価値観や利害関係に真摯に向き合う地道な姿勢が各職員に求められることになる。この意味から、単に法令を守るという姿勢だけでなく、より職業倫理に根差した姿勢が必要となる。とくに、地方自治体のコンプライアンスでは、多様な価値観との協働関係を形成し維持することが求められることから、より高く強いコンプライアンスの形成が必要となる。

第2は、コンプライアンスの核となる法令に基づく自治体経営の展開である。国・地方自治体を問わず公務員、そして行政の根本原則は法令による行政の展開にある。地方自治体の運営は、法令そして条例等法規を守って展開することが基本である。この点は同然といえるものの、その前提として地方自治体の職員自体が組織的に法令の基本的知識を十分に理解し実践する力を自ら備える必要がある。この点に関してまず課題となるのは、①地方公務員の研修環境が劣化している点である。業務が肥大化する一方で地方自治体の人的資源は限定的となっており、法令等に関する知識を積み重ねていく時間的余裕が極めて限られている。OJTによる積み重ね自体も困難な状況になりつつある。加えて、②官民連携等パートナーシップの拡大は、行政活動の中核を形成する公法分野のみならず民法・商法等私法分野の知識をも不可欠としている。民間を律する法令や会計制度等を理解した上での連携が官民の相互信頼関係を形成する上で必要となる中で、地方自治体の職員に求められているコンプライアンスの質と範囲も拡大しつつある。この意味から、コンプライアンスと研修の質の確保は密接不可分の関係にあることへの認識が必要である。

第3は、法令の根底にある倫理や社会的規範などを意識することの重要性である。とくに、地方自治体の場合、形式的に法令を適用すれば解決できる問題ばかりではなく、法令ではカバーされていない領域や法令の適用において実質的にかんがりの裁量権を有する場合が多い。すなわち、実際に法令を適用する公務員が具体的事例に対して最も強い権力を実質的に有しているとする「ストリートレベルの公務員」の理論の具現化である。その意味から、国家公務員以上に現場と接している地方公務員の倫理観や使命感等は一層高い水準が求められることになる。

第4は、不正・不祥事を防止することである。不正等の行為は、行政組織外における違法行為の防止も含まれる。この防止には内部統制が重要な意味を持つ。内部統制とは、自発的に組織をガバナンスする仕組みのことであり、地方自治体における内部統制の目的は、①業務の有効性・効率性の確保、②業務情報の信頼性の確保、③業務活動に関する法令遵守の確保、④無産政府(固有の財産は持たないこと、国や地方自治体の財産は、固有のものではなく税によって形成されたものであること)としての資産保全の意識等が挙げられる。内部統制を機能させる要素としては、統制環境の把握、リスク認識と対応、統制活動、モニタリング機能等があり、新規採用職員へのコンプライアンスの浸透は、今後、さらに重要な課題とならざるを得ない。